

「災害公営住宅説明会」におけるご質問等

開催日時： 令和3年11月15日（月） 1回目 14:00～ 2回目 19:00～
 令和3年11月18日（木） 1回目 14:00～ 2回目 19:00～
 会場： スポーツパレス 小アリーナ

番号	ご質問等	回答（市、住宅金融支援機構）
1	下原田第一仮設団地の敷地は元々民有地だが、現在は市有地になっているのか。	下原田第一、第二、第三仮設団地、西間上第一、第二、第三仮設団地、鬼木仮設団地については、今のところ民間事業者もしくは個人の所有となっている。そのため、所有者の方にお話しをさせていただきながら土地の取得を含めて建設型応急住宅の利活用について検討している。
2	災害復興住宅融資について、熊本県内が対象になるのか。	災害復興住宅融資については、沖縄以外であれば県内に限らず対象となるが、熊本県が行っている利子助成については、熊本県内で再建される方が対象となっている。
3	仮設団地への入居期限を延長することはできないのか。	災害公営住宅への入居希望者で災害公営住宅の完成待ちのために仮設住宅を退去できない場合、熊本地震等の例をみると入居期限が延長された経緯がある。今回も同様に延長が認められるように熊本県が国（内閣府）と協議している。現在のところは明確に答えることができないが、市としても引き続き県、国へ強く要望していきたいと考えている。なお、お答えできる時期については、年内を見込んでいる。
4	みなし仮設の期限が来年の9月になっているが、その後の期間の住居はどうなるのか。	入居期限の延長が認められた場合、災害公営住宅が完成までの間、入居期限が延長されることになる。みなし仮設入居者の手続きの流れについては、借地借家法という法律の中で6ヶ月前までに期間満了を通知するという定めがあり、早い方で7月3日に入居満了を迎える方がいるため、その6ヶ月前の来年1月には県から通知がなされるようになっている。同様に、市営住宅や仮設住宅にお住まいの方についても入居期限の6ヶ月前までに同様に通知を出したいと考えている。
5	みなし仮設に入居しているが、災害公営住宅へ入居するまでの家賃についてはどうなるのか。	災害公営住宅が完成するまでの家賃については、熊本地震やその他の災害でも入居期限が延長されたという経緯がある。ただし、今回の災害については、まだはっきりとお示しすることができないが、そういった事例があるということしか言えないというところ。つまり、入居期限が延長された場合、それまでと同様に熊本県が家賃を負担するということになる。

6	<p>仮申込については、来年の1月中旬～2月末までということだが、いきなり決め切れない。もう少し延ばすことはできないか。</p>	<p>今のご意見を踏まえて再度検討はさせていただきたいが、生活再建を行う上で、時間との勝負となってくる部分も多々あるかと思う。市で仮申込の期間について、再度協議をした上で改めて周知させていただきたい。ただし、確実に今のご意見に沿う形にできるかは現段階ではお答えできないが、皆様が再建における考えをしっかりとった上で申込ができるよう再度検討させていただく。</p>
7	<p>建設型応急住宅の転用を検討しているということだが、それについても選択肢の一つとして迷っている。そのため、それがどういうふうになるかというのがわかってからでないと仮申込についてもなかなか結論が出ないので、その辺の対応を早目にして、なおかつ申請期間の延長ももう一度考えてほしい。</p>	<p>建設型応急住宅の利活用については、なかなか家賃や残す団地がどこになるのかなどがお示しできない状況であるため、いち早く皆様にお示しできるように庁内での協議を加速させるとともに、最も重要である地権者の方との話し合い等についても協議を重ねていき、可能であれば仮申込の提出の際には皆様にもう少ししっかりと利活用の説明ができるようにしたいと考えているので、今後も随時協議を行っていききたい。</p>
8	<p>災害公営住宅の整備戸数が120戸の予定となっているが、支えあいセンターの方が「希望者全員の戸数を建てます」と言っていた。120戸で決まっているのか。</p>	<p>資料に120戸と記載しているが、あくまでもシルバー人材センターと能力開発センターの敷地内に120戸を建設するということであるため、それ以上のご意向や希望等があればしっかりと第二候補地の整備について検討していきたい。また、建設型応急住宅の利活用についても皆様のご意向により、不足がないようにしっかりと整備を進めていきたい。</p>
9	<p>災害公営住宅への入居時期については、令和6年1月を目標ということだが、それまでは現在入居しているところにそのまま住んでよいのか。</p>	<p>仮設住宅への入居期限の範囲の中で完成しなかった場合、仮設住宅から退去ができないということになるが、これまでの熊本地震やその他の大規模災害でも応急仮設住宅の入居期限の延長が認められたというケースがある。今回も同様に延長が認められるように熊本県が国と協議を行っている。現在協議の段階であるため、明確にお答えできないが、市としても引き続き県や国に対して、入居期限の延長を強く要望していきたい。なお、延長要件の回答については、年内には国からお答えがいただけるように県も準備を進めている。仮に今回の豪雨災害でも延長が認められるということになった場合、入居期限の延長がなされるということになっている。</p>

10	<p>災害公営住宅のエレベーターの大きさはどのくらいか。できればストレッチャーが入るくらいの広さがあればよい。また、バリアフリー的な面も配慮してほしい。</p>	<p>エレベーターの規格についてはまだ決まってはいるが、いただいたご意見を参考にストレッチャー等が非常時に対応できるよう整備の際にはしっかりと確認したい。また、各住戸のバリアフリー化についてもユニバーサルデザイン等で皆様が入居しやすい住戸になるよう考えている。</p>
11	<p>【10番に続き質問】 最近、8～9階建てのマンションではしご車を使って救急車で運ばれたようなので質問した。</p>	<p>ご意見としてしっかり受け取らせていただく。</p>
12	<p>2人世帯なら2LDKになるのか。それとも3LDKに入ることもできるのか。また、誰が決めるのか。</p>	<p>間取りについては、各世帯から希望を受け付けることはできるが、少し大きめの部屋に住みたいなどの希望については、必ずしもご要望にお応えできるかというのはまだわからない。現時点では、皆様の世帯数に応じた間取りの配置を考えていくことになるので、現状ではお答えできない。</p>
13	<p>家族3人で暮らしているが、2DKの部屋に入っている。災害公営住宅に移るか建設型応急住宅が残るのであればそのまま残るか迷っている。仮に西間上仮設団地が残った場合、間取りはそのままなのか。それとももう少し広くリフォームされるのか。また、災害公営住宅の第一、第二候補地とどこの仮設団地が残るのがわかった上で、最終的に決められるのか教えてほしい。</p>	<p>まず、建設型応急住宅をそのまま利活用するかどうかについて、現在市で検討している。今実際に住んでいる方が、特に1DKでは少し狭いとお声をいただいているため、1DKと2DKをくっつけて改修できないか検討している。どの団地をどの戸数残すかということについては、市でも検討を進めている段階のため、お答えすることはできないが、そういった皆様からいただいた意見を基にどの程度改修するかといったこともしっかり検討していきたいと考えている。併せて災害公営住宅の申込の中で、建設型応急住宅の利活用についてもある程度皆様へしっかりと説明できるようになれば、再建に向けて何がベストなのかしっかり考えていくことができると思うので、市でも建設型応急住宅の利活用の方針等について早急に調整、協議を行い、西間上第一、第二、第三、下原田第一、第二、第三、鬼木仮設団地の地権者の方と協議を行いながら買収等の用地取得も視野に入れて検討している。なかなかこの情報をすぐに出すことは難しいかもしれないが、仮申込の際には今以上の情報が皆様へお届けできるように検討したい。</p>

14	入居の申込をすれば必ず入居できるのか。	入居の仮申込等を行っていただき、入居要件等の審査で問題がなければ入居できる。ご希望された方が入居できるよう市でしっかりと整備を進めていきたい。また、整備戸数については、相良町に120戸整備を予定しているが、戸数が不足する場合は追加の候補地を検討することと、皆様から多数のご意見をいただいている建設型応急住宅の転用等を併せて検討しながら住宅政策を整え、過不足なく皆様に住宅を提供できるようにしていきたい。
15	部屋が空いた場合、仮に10年後でも被災者であれば入居できるのか。	災害公営住宅については、建設当初は被災された方に優先的に入居していただくが、その後は他の市営住宅と同様の取扱いとなる。そのため、その後に空き住戸が出た場合は、市の市営住宅係へ申し込んでいただければ被災者に限らずどなたでも入居できる。
16	仮に応募はしたがはずれて入居できなかった場合、2回目、3回目くらいまでは被災者優先になるのか。	整備戸数については、皆様からの聞き取り調査やアンケート調査等を基に精査し、必要戸数を決定したいと考えている。今回相良町候補地へ整備する戸数が120戸であるが、仮にそれ以上の戸数が必要な場合、第二候補地への建設や建設型応急住宅を被災者向けの住宅として利活用などを行い、被災された方で入居先がないというようなことがないよう整備していきたいと考えている。
17	被災時にみなし仮設住宅に入居したかったが、ペットを飼っていたため、被災後は建設型応急住宅に入居している。災害公営住宅はペットが不可ということだが、ペットを飼っている人は家を建てるなどしない限り行き場がない。建設型応急住宅については、入居者がいなくなった場合、解体すると聞いたが、一般の方への貸出しなどを行い、ペット同伴が可能な造りにはできないのか。	災害公営住宅については、ペットとの同伴は禁止とさせていただいているが、おっしゃるとおり建設型応急住宅においては、入居期限が経過し、入居者の方が退去された場合、通常であれば熊本県の方で解体をしていただくこととなっているが、必要であれば熊本県からそのまま譲り受けることも可能という話しもいただいている。そのため、可能な限り市の方で利便性等も考慮しながら利活用を検討していきたいと考えている。その中で、ご意見のあったペットの飼育ができる住宅を整備できるよう考えていきたい。

18	災害復興住宅融資について、土地の場所が被災した自治体もしくは県内でなければならないなどの制限があるのか。	住宅金融支援機構の災害復興住宅融資については、沖縄以外の日本国内であれば場所についての制限はない。ただし、熊本県が行っている利子助成については、県内での再建が条件になっている。併せてその他の「すまい再建5つの支援策」についても県内での再建が条件となっている。
----	--	---